松本市被災者生活再建支援制度について

1 松本市被災者生活再建支援制度とは

国の被災者生活再建支援法の対象とならない被災者に対して、国の支援制度と同様の支援を行えるよう、長野県が市町村と一緒に作った支援制度です。

2 適用要件

自然災害により、住家半壊1世帯以上の被害が生じた場合適用となります。

3 対象の世帯

自然災害により、半壊以上の被害を受けた世帯。ただし、被災者生活再建支援法に基づく支援を 受ける世帯は除きます。

4 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
- ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

(単位:万円)

		基礎支援金	加算支援金	
区分		住宅の損害程度	住宅の再建方法	計 ①+②
		1	2	
複数世帯 (世帯の構 成員が複数)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入 200	300
			補 修 100	200
			賃 借 50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補 修 100	150
			賃 借 50	100
	半壊世帯	50	_	5 0
単数世帯 (世帯の構 成員が単数)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	7 5	建設·購入150	225
			補 修 75	150
			賃借 37.5	112. 5
	大規模半壊世帯	37. 5	建設・購入150	187. 5
			補 修 75	112. 5
			賃借 37.5	7 5
	半壊世帯	37. 5	_	37. 5

5 申請に必要なもの

- (1) 申請書 (2) り災証明 (3) 住民票 (4) 預金通帳の写し
- (5) 「加算支援金」を同時に申請される場合は、住宅の再建方法(住宅の建設・購入、補修または賃借)に応じ、そのことを確認できる契約書等の写し

6 支援金の申請期間

- (1) 基礎支援金 発災日から13ヶ月
- (2) 加算支援金 発災日から37ヶ月